

令和 8 年度保健事業広報（ラジオ広告）業務委託仕様書

令和 8 年度保健事業広報（ラジオ広告）業務（以下「本業務」という。）の委託については、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「甲」という。）の定める契約約款、業務委託契約書及び本仕様書の定めるところによる。

1 本業務概要

甲が実施する令和 8 年度保健事業の健康診査及び歯科健康診査の受診を促すラジオ広告を作成し、広告配信する。

2 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 25 日まで

3 履行場所

業務委託受託者（以下「乙」という。）所在地及び横浜エフエム放送株式会社が運営する FM ラジオ局「Fm yokohama 84.7」放送地域

4 配信期間・時間・回数

（1）配信期間

ア 健康診査

令和 8 年 9 月下旬から 1 か月間

イ 歯科健康診査

令和 8 年 11 月上旬から 1 か月間

（2）時間

実績等を基に後期高齢者の視聴者が多い曜日及び時間帯に配信する。詳細については契約締結後、甲乙協議のうえ決定する。

（3）回数

20 回ずつとする。その他の協議事項は契約締結後、甲乙協議のうえ決定する。

5 作成物

（1）健康診査の受診を促す 20 秒以上のラジオ広告 1 本

（2）歯科健康診査の受診を促す 40 秒以上のラジオ広告 1 本

6 広告内容

(1) 視聴によって期待する効果

後期高齢者が健康診査及び歯科健康診査の受診が自分に必要であると思い、自発的に受診したくなる。

(2) 仕様

音声および BGM を活用し、効果的な広告とすること。なお、内容の詳細については契約締結後、甲乙協議のうえ決定する。

(3) 想定視聴対象者

ア 健康診査

神奈川県内在住の神奈川県後期高齢者医療被保険者（主に 75 歳以上）

イ 歯科健康診査

神奈川県内在住の神奈川県後期高齢者医療被保険者のうち前年度 75 歳到達者

7 業務内容

(1) 企画立案

契約締結後、乙は甲に本業務が円滑に完了する工程表を速やかに提示する。甲乙協議のうえ、甲が認めた工程で実施する。「6 広告内容」、甲が乙に提示する広告のコンセプトおよびイメージ等に基づく広告案を、乙は甲に示す。甲乙協議のうえ、甲が認めた内容で実施する。

(2) 広告作成

乙は 7（1）に基づき広告を作成する。なお、広告に要する素材（音声、BGM 等）は乙が用意する。作成においては、後期高齢者の認知機能を考慮し、後期高齢者が理解できるよう極力配慮する。

広告は、甲が認めたものを完成物とする。

(3) 配信

「4 配信期間・時間・回数」のとおり配信する。

8 契約方法

総価契約とし、「9 委託料の支払い」のとおり支払う。

9 委託料の支払い

(1) 乙は業務完了後、甲へ書面及び成果物の提出をもって業務の完了を報告し、甲の検査に合格した場合、甲の指示に従って委託料の支払いを請求する。広

域連合は支払いの請求があったときは、請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

- (2) 消費税及び地方消費税率は、本契約の完成及び引渡日における税率によるものとする。

10 契約不適合責任

契約約款（第 12 条および第 13 条）のとおりとする。

11 著作権の取扱い

- (1) 本業務に係る一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条で定める権利を含む）は、甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は著作者人格権について行使しないものとする。
- (3) 乙は甲に対して、本業務において第 3 者の著作権、知的財産権及びその他権利について侵害しないことを保証する。

12 その他事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。
- (2) 成果物の作成について特許等がある場合は、乙がその使用許諾等の責任を負うこととする。
- (3) 完成した広告は「11 著作権の取扱い」のとおりとし、甲が本業務以外の契約期間及び履行場所でも使用できるものとする。